

開催日時	2019年8月15日(木) 10:00～12:30
科目名	著作権の保護範囲
講師	田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	江差追分事件最判が定着するに連れて、裁判実務では次第に、著作権の保護範囲は創作的表現の共通性基準で、しかも多くの場合、濾過テスト(比較対象となる両著作物で共通する要素を特定したうえで、その要素が創作的表現であるか否かで判断する)により判断するという運用が確立しつつある。本講義では、著作権の保護範囲を画するうえで肝要なことがなにかということを描きつつ、著作物の類型毎に裁判例を整理して、著作権の保護範囲の実像を明らかにする。

開催日時	2019年8月15日(木) 14:00～16:30
科目名	著作権法などによる応用美術の保護の可能性
講師	清水 節 (柳田国際法律事務所弁護士)
内容	実用性のある物品などにおけるデザインの保護の可能性について、応用美術に関する「TRIPP TRAPP II」事件以降の裁判例の動向や本年の意匠法の改正などを踏まえて、法律実務家の立場から、現在の状況と今後の展望について検討を行う。

開催日時	2019年8月16日(金) 10:00～12:30
科目名	柔軟な権利制限規定の柔軟な解釈～平成30年著作権法改正の解説～
講師	奥邨 弘司 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
内容	平成最後の著作権法大改正は、柔軟な権利制限規定という、変幻自在のツールを著作権法に導入した。「表現された思想感情の享受を目的としない」というマジックワードを有する30条の4、永らく待望されてきたメディア変換や5G時代のネットインフラの展開を支える可能性を有する47条の4、AI時代の各種サービスのゆりかごとなる力を秘めた47条の5。これら柔軟な権利制限規定を柔軟な視点で解釈することを試みる。

開催日時	2019年8月16日(金) 14:00～16:30
科目名	海賊版対策の功罪～リンク・リーチサイト・ブロッキング・ダウンロード違法化～
講師	奥邨 弘司 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
内容	海賊版対策が喫緊の課題であることは言をまたない。かつて、ネット上の海賊版が議論の対象となったとき、その流通手段の主体はP2Pファイル交換であった。しかし、今や海賊版流通は、クラウドにモバイル端末でアクセスする形に変化し、P2P時代の対策は必ずしも有効ではなくなった。昨年注目を集めた、各種海賊版対策を巡る議論は、そういった変化への模索といえる。著作権法の視点から、各種対策の功罪を検討する。なお、この問題と深い関係を有しつつ、日本ではほとんど取り上げられていない、米国における著作権トロールの深刻な状況も併せて紹介する。

開催日時	2019年8月16日(金) 16:45 ~ 17:30
科目名	2018年韓国の不正競争防止法の改正内容(3倍賠償及び営業秘密要件の緩和を中心に一適切な賠償責任の範囲と営業秘密要件の緩和はどこまでが適正か)
講師	韓 相郁 (韓国 金・張法律事務所弁護士)
内 容	<p>最近、韓国は不正競争防止法の改正を通じ、これまで立法によって保護されていなかった下記の二つの類型の行為を不正競争防止法に含めた。アイデアが一定の要件を満たせば保護されるという趣旨である。</p> <p>「一つ目の類型：事業提案、入札、公募など取引交渉または取引の過程で経済的な価値を有する他人の技術的または営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に反して自身または第三者の営業上の利益のために不正に使用したり、他人に提供して使用させる行為」</p> <p>営業秘密の要件のうち「管理性」の要件のないアイデアに対し、一定の要件が満たされれば、不正競争防止法により差止請求権を付与するという趣旨である。もはや伝統的な知的財産権が大企業と中小企業の均衡も考慮しなければならない時代なのか。知的財産権の役割は何なのか改めて考えさせられる立法である。</p> <p>「二つ目の類型：その他に、他人の相当な投資や労力で作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的な利益を侵害する行為」</p> <p>特に、第4次産業革命の要件の一つは「strong and flexible judicial system」であり、果たして立法を追加規制する方向が望ましいのか、それとも司法府の領域に任せておいた方が良いのかに対しては、多くの議論が必要である。</p> <p>これに関して、一緒に考えてみたいと思う。</p>

開催日時	2019年8月17日(土) 10:00 ~ 12:30
科目名	平成31年意匠法改正の評価と課題
講師	青木 博通 (ユアサハラ法律特許事務所パートナー弁理士)
内 容	<p>平成31年3月1日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」により、意匠法が改正され、画像や建築物の外観・内装のデザインといった物品性のない意匠にまで保護対象が拡充され、関連意匠の出願が本意匠の出願日から10年以内まで延長し、存続期間も25年間に延長される。改正内容について、外国意匠制度および実務家の視点から評価するとともに、今後の課題についても検討したい。</p>

開催日時	2019年8月17日(土) 14:00 ~ 16:30
科目名	異業種に学ぶ「ファッション・ロー」を利用した「ブランド戦略」
講師	青木 博通 (ユアサハラ法律特許事務所パートナー弁理士)
内 容	<p>ファッション・ロー (ファッション分野に関連する法律) について、知的財産法のミックス and マッチの事例を紹介し、それをどのように他の業種のブランド戦略に活かすか検討してみたい。例えば、プレミアム市場に進出したい企業にとっては、ファッション・ローの事例は参考になるものとする。</p>

開催日時	2019年8月18日(日) 10:00～12:30
科目名	店舗等デザイン、営業形態の保護にみる知的財産権法の交錯領域
講師	田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	<p>コメダ珈琲事件東京地決は、日本の裁判例として初めて、店舗の外観について不正競争防止法2条1項1号の周知表示の保護を肯定したことで注目を集めた。本講義は、この事件を端緒として、店舗外観の保護の可否に関して、不正競争防止法2条1項3号のデッド・コピー規制は役立たないこと、いわゆる応用美術問題があるために著作権法の保護を享受しうる可能性も乏しいことを明らかにしたうえで、周知表示として保護される要件、立体商標としての登録可能性、一般不法行為の成立可能性について検討する。最後に、今年度の意匠法改正により建築物の登録が可能となった点にも言及したい。</p>

開催日時	2019年8月18日(日) 14:00～16:30
科目名	平成30年不正競争防止法改正～ビッグ・データの保護等～
講師	田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	<p>平成30年不正競争防止法は、ビッグ・データの創出とその提供に対する適切なインセンティブを形成するために、「限定提供データ」の不正利用行為に対する規制を新設することとした。本講義では、既存の法制度による規律の限界について一瞥したうえで、立法論としてビッグ・データの利用行為に対する規律に関する選択肢としてどのようなものがありえたのかということに言及し、最後に、限定提供データの不正利用行為を規律する今般の不正競争防止法改正の内容を俯瞰する。</p>